

ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業） 指導監査

監査当日は、下記点検事項について確認できる書類等を御準備ください。

（１）施設運営

点検事項	根拠法令等
運営規程	児童福祉施設施行規則第1条の17
養育者の資格 ※児童福祉法施行規則第1条の31に規定する要件を満たしていることを証明するもの。	児童福祉法施行規則第1条の31
職員の勤務体制（勤務割表等）	児童福祉法施行規則第1条の18
出勤簿、休暇処理簿	児童福祉法施行規則第1条の26
養育者等の研修	児童福祉法施行規則第1条の10
苦情を受け付けた場合の対応	児童福祉法施行規則第1条の27
業務の質の評価（自己評価）	児童福祉法施行規則第1条の28

（２）安全対策

点検事項	根拠法令等
非常災害対策計画 （防災マニュアル）	児童福祉法施行規則第1条の20
避難及び消火に対する訓練	児童福祉法施行規則第1条の20
消防法令に基づく専門業者による 防火設備等の安全点検	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(1)-第2-3-ア

（３）児童処遇

点検事項	根拠法令等
自立支援計画	児童福祉法施行規則第1条の24
委託児童の処遇の状況を明らかに する書類 （利用者支援に係る記録等）	児童福祉法施行規則第1条の26

(4) 職員処遇

点検事項	根拠法令等
就業規則一式(給与規程・休業規程含む)	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(1)-第2-1-(2) 労働基準法第89条
労働条件通知書(雇用契約書)	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(1)-第2-2-(1)-ア 労働基準法第15条第1項、同法施行規則第5条
24協定・36協定	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(2)-第2-2-(2) 労働基準法第24条・第36条
1年単位の変形労働時間制に係る 労使協定の届出 ※当該制度を採用している場合	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(1)-第2-2-(1)-ア 労働基準法第32条の4第4項、同法施行規則第12条の4第6項
給与台帳	児童福祉法施行規則第1条の26
時間外勤務の実績	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(1)-第2-2-(1)-ア 労働基準法第37条
諸手当に係る届出 (通勤手当、扶養手当、住居手当等)	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(2)-第2-2-(1)
職員の健康診断	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(1)-第2-2-(1)-イ 労働安全衛生規則第44条

(5) 食事の提供

※入居者に食事を提供することがない場合は、御準備いただく必要はありません。

※食事の提供がある場合、以下の書類の確認は各保健所が行います。当課の実施する指導監査と別日に確認が行われる場合は、当課の監査日に御準備いただく必要はありません。

点検事項	根拠法令等
献立表	
給食関係の帳簿(給食日誌等)	多数給食施設における栄養管理に関する条例施行規則第4条(2)
食品の検収	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(2)-第2-共通事項-(3) 「児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について」
スキムミルク受払簿 ※該当する場合のみ	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(2)-第2【共通事項】-(4)
検食	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(1)-第1-1-(3)-イ
職員の検便	「大量調理施設衛生管理マニュアル」II-5-(4)-③
栄養給与状況報告書	多数給食施設における栄養管理に関する条例施行規則第3条
衛生管理点検表	「大量調理施設衛生管理マニュアル」III-1
委託契約書 ※調理業務を委託している場合	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(2)-第2【共通事項】-(7)

(6) 経理

点検事項	根拠法令等
経理規程	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(1)-第2-1-(2)
小口現金出納帳	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(2)-第2-1-(2)-オ
預り金台帳	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(2)-第2-1-(2)-オ 児童福祉法施行規則第1条の23の2
契約関係書類 (契約書、請書、相見積書等)	「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(1)-第2-1-(2)
資金収支計算書、資金収支明細書	「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」に基づく 弾力的運用が適切に行われているか確認するため。
積立金・積立資産明細書	「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」に基づく 弾力的運用が適切に行われているか確認するため。
積立の使用計画	「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」3-(2)
積立資産の目的外使用における 理事会への協議に係る書類 ※該当する場合のみ	「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」3-(2)
財産、収支を明らかにする帳簿 (総勘定元帳、会計伝票及び証拠書類、固定資産管理台帳)	児童福祉法施行規則第1条の26 「児童福祉行政指導監査の実施について」別紙1-2-(2)-第2-1-(2)